

# 新

## 高校通学費等助成事業

高等学校などに在学している生徒の通学費な どの一部を助成し、子育て世帯の負担軽減を 図ります。

## 対象者

- ○赤平市内に住所があり、かつ高等学校など に在学している20歳以下の高校生などの通 学費などを負担している保護者。
  - ※高等学校、特別支援学校(高等部に限る)、 高等専門学校(第3学年まで)が対象です。

#### 助成金額

●生徒1人につき月額5,000円

### 助成方法

○対象者の申請(請求)に基づいて審査し、交 付決定者に四半期ごとに口座振込で交付し ます。

(入学した日の属する年度から3年度間、最 長36カ月)

## 手続きなど

○申請(請求)月の初旬に対象と思われる方に お知らせ通知を送ります。

(本年度第1回目は6月初旬を予定)

- ○必要書類を四半期ごとの最終月15日までに 学校教育係へ提出してください。
  - ※申請書、住民票の写し、在学証明書(毎年 度の初回申請時のみ)
- ○交付は原則6月、9月、12月、翌年3月末日。(学校教育係)

# ひと (子育て応援)

## 拡充 高校生以下 医療費無料化

昨年度まで中学生以下だった医療費無料化を 高校生以下に対象者を広げます。

#### 対象者

●市内に住所のある高校生以下(満18歳に 達する日以後の最初の3月31日まで)の方

### 助成対象

●医療保険適用となる医療費(入通院とも、 歯科・薬局分も含む)

## 助成方法(拡充対象となる高校生分)

①平成28年4月~7月診療分

医療機関などで支払った医療費の領収書・ 印鑑・保険証・振込先口座がわかるものを持 参のうえ、市役所で助成の手続きをしてく ださい。後日、医療費を全額振込みます。

②平成28年8月診療分以降

対象者には、申請手続きをしていただいた うえで、全員に受給者証を配布します。医療 機関などで受給者証を提示していただくこ とで、その場で無料となります。

※道内の一部や道外の医療機関ではその場で無料とならない場合があります。受給者証を提示し忘れた場合も医療費がかかります。その場合①の方法で助成しますので必ず領収書を受取ってください。

### 手続きなど

○受給者証の申請手続きは、6月に手紙でご 案内します。

(子ども未来・医療給付係)



# 新

## 統合中学校実施設計

中学校2校の統合校舎を建設するための建築・外構実施設計、地質調査、立木伐採を行い、 平成30年度の統合に向けた準備を進めます。

(学校教育課総務係)

## ICT活用による学力向上支援

茂尻小学校をモデル校に指定し、教室へのタ ブレット端末設置などを行います。

●昨年度は豊里小学校で実施しました。

(学校教育課総務係)



## ひとり親家庭入学支度金等助成事業

ひとり親家庭に対し、子どもの入学時に「まごころ商品券」を交付して入学準備を支援します。

### 対象者

市内に住所があり、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の父または母及び養育者で以下すべてに該当する方。

- 小学校、中学校、高等学校に入学する子ども を持つ方。
- ○生活保護を受けていない方。
- ○児童が小規模住居型児童養育事業や里親に 委託されていない方。児童福祉施設に入所 していない方。

### 助成内容

以下の額の「まごころ商品券」を交付。

●小学校入学 1人につき30,000円

●中学校入学 1人につき50,000円

●高等学校入学 1人につき70,000円

### 申請の手続き

- ○受付期間 5月1日~5月31日
- ○対象世帯へ4月に手紙でご案内します。

(子ども未来・医療給付係)

## **拡充** 民間賃貸住宅家賃助成事業

民間賃貸住宅に入居した市内の新婚家庭(夫婦どちらかが40歳未満)や市外からの転入者 (年齢要件なし)に対して、毎月30,000円を上限に、5年間「まごころ商品券」を交付します。

●昨年度までは転入者も40歳未満を対象にしていましたが、年齢要件を撤廃して、幅広い世代の移住を促進します。

(企画調整係)

# まち(魅力発信)

## 拡充まちづくり活動推進事業補助金

産業・福祉・教育・芸術文化・スポーツ・コミュニティなどの各分野において、自主的に公益性のあるまちづくり活動を行う団体に補助を行います。3年以内の継続事業を対象とし、1年目の補助金の上限額を30万円とします。

●昨年度までは1年以内の事業で20万円が上限でした。

(企画調整係)

# 新

## ひとり親家庭家賃助成事業

ひとり親家庭で、借家・民間賃貸住宅に居住している方に「まごころ商品券」を交付します。

## 対象者

市内に住所があり、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の父または母及び養育者で以下すべてに該当する方。

- ○対象者本人が民間賃貸住宅を賃借し、かつ その家賃を払っている方。
- ○生活保護を受けていない方。
- ○児童が小規模住居型児童養育事業や里親に 委託されていない方。児童福祉施設に入所 していない方。
- ○民間賃貸住宅家賃助成事業の助成対象世帯 に該当しないこと。

## 助成内容

●家賃の月額から住宅手当を除いた金額の2分の1(1,000円未満の端数切捨て、上限10,000円)の額の「まごころ商品券」を交付。

## 申請手続き

○対象世帯へ4月に手紙でご案内します。

## 請求手続き

○請求は毎年4月、8月、12月の年3回です。(子ども未来・医療給付係)



## 赤平特産品推進協議会補助事業

情報発信基地AKABIRAベースのモデル事業 継続を図ります。

(観光係)